

行政報告資料

令和6年度 全国安全週間説明会

安全衛生管理水準の向上を目指し、
松山第14次労働災害防止計画の目標達成！

令和6年6月6日

松山労働基準監督署 安全衛生課

目次

(1) 松山第14次労働災害防止計画の進捗状況

(2) 安全衛生行政に係るトピックス

(3) まとめ

松山第14次労働災害防止推進計画の推進

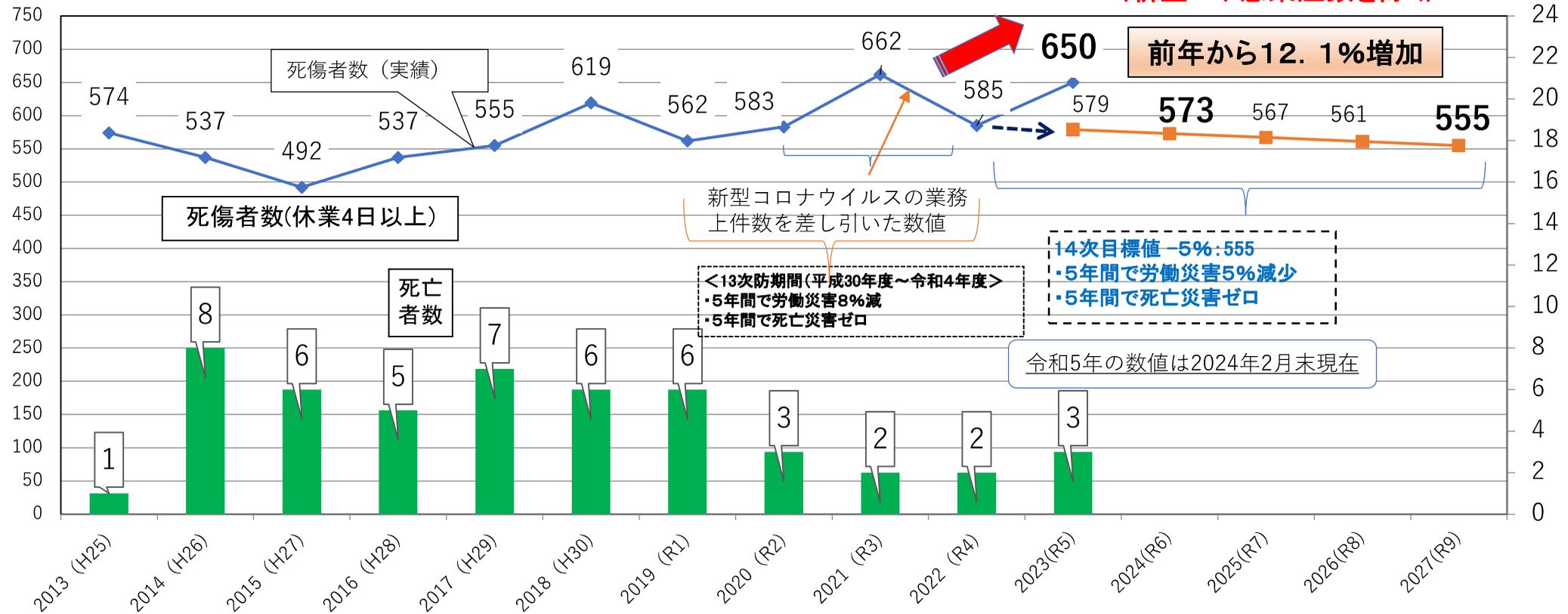
松山署管内

1 松山第14次労働災害防止推進計画における労働災害の推移

(死傷者数:人)

(新型コロナ感染症数を除く)

(死亡者数:人)



第12次労働災害防止推進計画	松山第13次労働災害防止推進計画	松山第14次労働災害防止推進計画
期間 2013年～2017年	期間 2018 (H30)年～2022 (R4) 年	期間 2023 (R5)年～2027 (R9) 年
目標 死傷 495人以下 (-15%以上) 死亡 0人 [平成2017年において: 対2012年比]	目標 死傷 510人以下 (-8%以上) 死亡 0人 [2022年において: 対2017年比]	目標 死傷 555人以下 (-5%以上) 死亡 0人 [2027年において: 対2022年比]
実績 死傷 555人 (+11.9%) (内数死亡 6人)	実績 2023 : 死傷者数 585人 (対前年比: -77, -11.6%) : 死亡者数 2人 (対前年 ±0人)	実績 2023 : 死傷者数 650人 (対前年比: +76, +11.6%) : 死亡者数 3人 (対前年 ±1人)

グラフの赤色の数字は各年の目標数値

目次

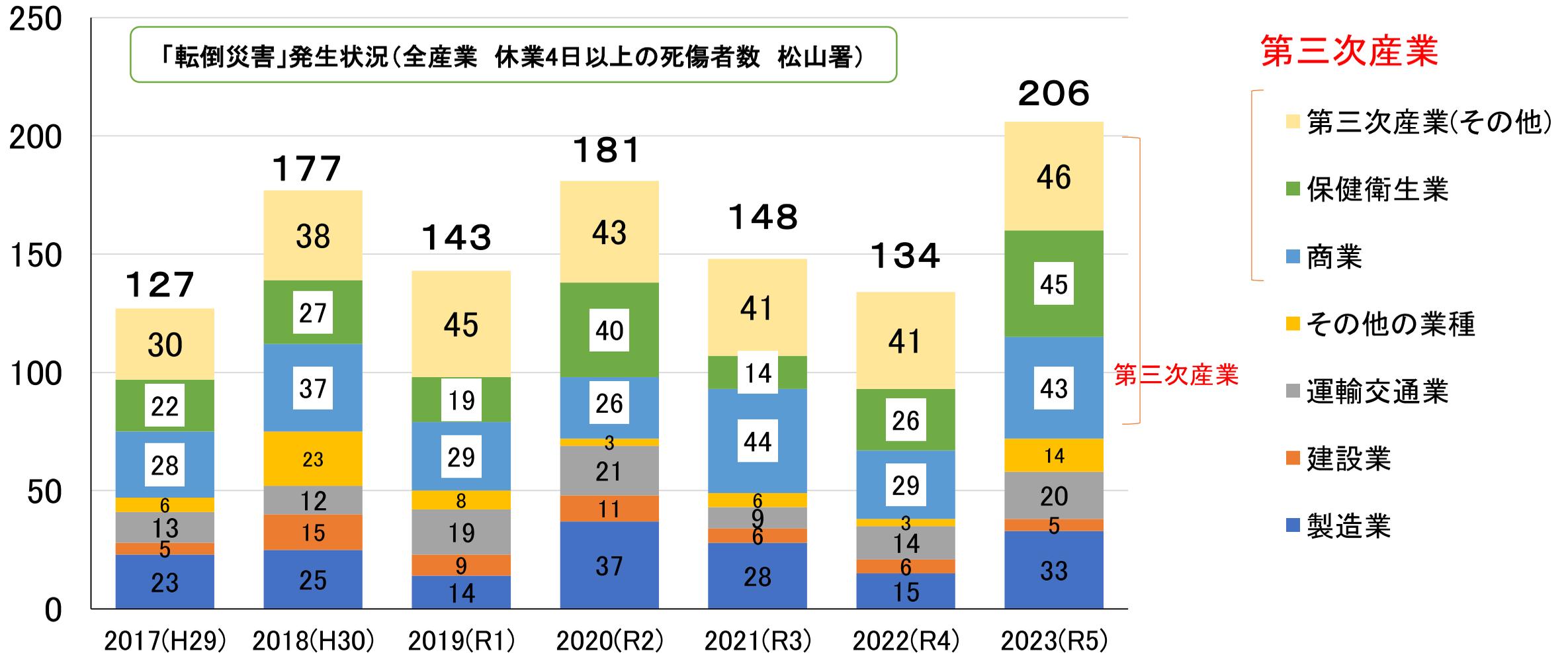
(1) 松山第14次労働災害防止計画の進捗状況

(2) 労働安全衛生行政に係るトピックス

(3) まとめ

① 転倒災害防止- 1

1. 主要業種別転倒災害発生状況の推移



① 転倒災害防止-2

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
➢ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
➢ バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
➢ 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)
➢ 適切な通路の設定
➢ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
➢ 設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
➢ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒 (25%)
➢ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
- 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)
➢ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底）
- 水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)
➢ 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
➢ 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)
➢ 隣接エリアまで濡れないよう処置
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)
➢ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

(★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）



転倒による怪我の態様

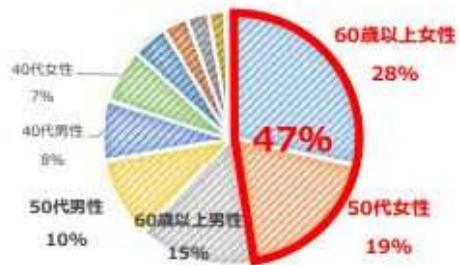
骨折 (約70%)

- ・ 打撲
- ・ 眼球破裂
- ・ 外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数 (※労働者死傷病報告による休業見込日数)

47日

性別・年齢別内訳



転倒したのは...



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

転倒時の類型



＜その他の転び方＞

- ・ 他人とぶつかった・ぶつかられた
- ・ 台車の操作を失敗した
- ・ 他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
- ・ 服が引っかかった
- ・ 坂道等でバランスを崩した
- ・ 立ち上がったときにバランスを崩した
- ・ 靴紐を踏んだ
- ・ 風でバランスを崩した

① 転倒災害防止-3

今すぐできる転倒防止対策（4つのポイント）

小売業の労働災害が増加しています！
令和3年に愛媛県の小売業で発生した労働災害のうち
転倒災害が約3割を占めています



ポイント1 4S活動を実践しましょう！

4Sとは、「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常活動として行うのが4S活動です。

4S活動は、災害防止だけでなく、作業のしやすさ等の効果も期待できます。
通路にものを放置しない、用具・作業用品等は決められた場所に置く、床の汚れ（水、油、粉など）は取り除くなどを心がけましょう。

ポイント2 時間に余裕をもって行動しましょう！

急いでいる時でも走らないよう、時間に余裕をもって行動しましょう。

ポイント3 階段では両手で大きな荷物を持たないようにしましょう！

階段で両手で大きい荷物を持つと、足元が見えず転倒の危険があります。足元が見えにくい状態で作業しないようにしましょう。
また、なるべく手すりを持つように心がけましょう。

ポイント4 作業に適した靴を履きましょう！

転倒の主な原因のうち、「滑り」と「踏み外し」は、靴底の滑りにくさを上げることで転倒リスクを下げることができます。
滑りにくさや、屈曲性、重量などに留意し、作業に適した靴を履きましょう。

あなたの職場は大丈夫？ 転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	用具・介護用品等の置き場所が決められていますか	<input type="checkbox"/>
4	段差のある箇所や滑りやすい場所などは標識などで注意喚起していますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
8	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合ひましょう！

② 高年齢労働者の安全と健康確保対策- 1



現状

エイジフレンドリーガイドライン (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>
2018年



高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

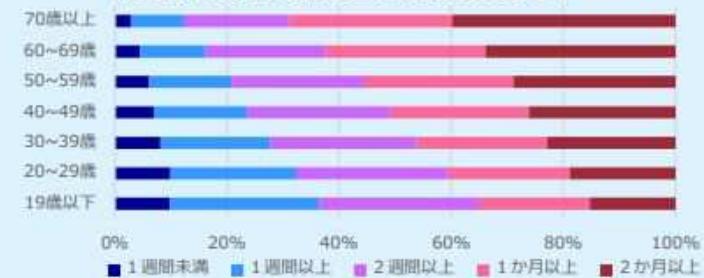
体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>

※労働者1000人当たりの死傷災害（休業4日以上）の発件数



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告



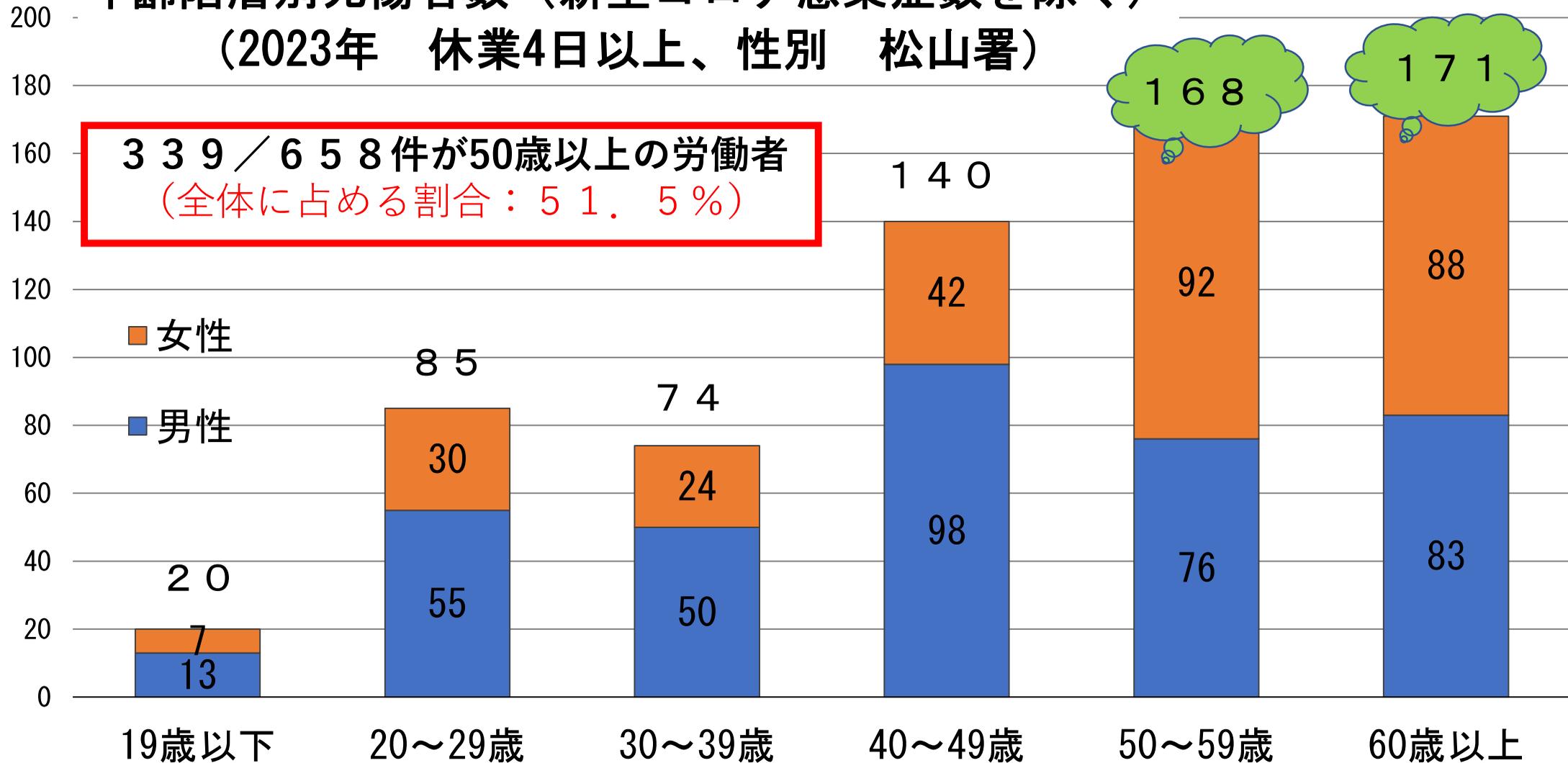
特徴

働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

② 高年齢労働者の安全と健康確保対策- 2

年齢階層別死傷者数（新型コロナウイルス感染症数を除く）
（2023年 休業4日以上、性別 松山署）



② 高年齢労働者の安全と健康確保対策-3

ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

令和2年3月16日付け基安発0316第1号

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者求められる事項

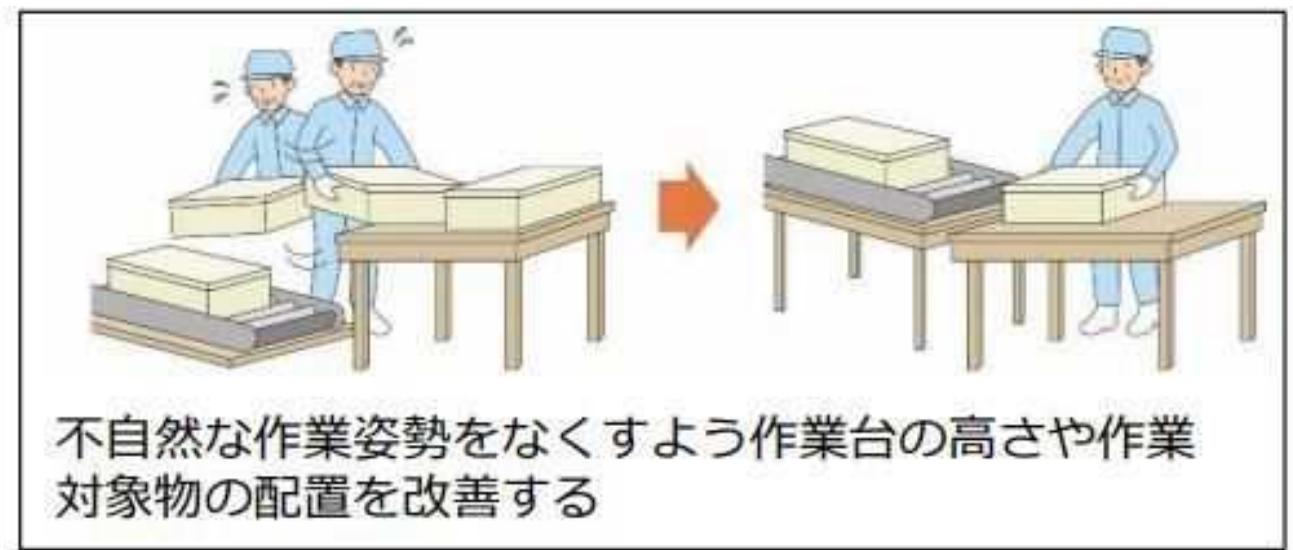
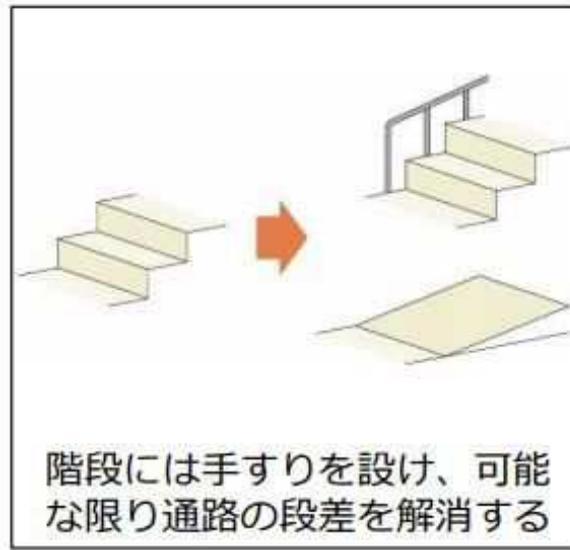
◆事業場における安全衛生管理体制と具体的取組の体系を図解すると右のようになります。



② 高年齢労働者の安全と健康確保対策- 4

職場環境の改善

対策の例



② 高齢労働者の安全と健康確保対策-5

高齢労働者の健康や体力の状況の把握

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト (歩行能力・筋力)
あなたの結果は cm / cm(身長) =
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~1.30	1.31 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~

② 座位ステップテスト (敏捷性)
あなたの結果は 回 / 20秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~

③ ファンクショナルリーチ (動的バランス)
あなたの結果は cm
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~

④ 閉眼片足立ち (静的バランス)
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~

⑤ 閉眼片足立ち (静的バランス)
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~94	94.1 ~120	120.1~

身体機能計測の評価数字を
右のレーダーチャートに黒字で記入

体力チェックの一例 詳しい内容は→



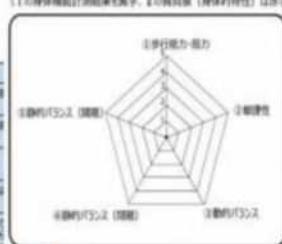
II 質問票 (身体的特性)

質問内容	あなたの回答NO.2	合計	評価	評価
1. 入浴時、足裏が冷えることがよくあるかどうか				0 未満
2. 背中やこむら返りなどの痛みはありますか				0 未満
3. 足裏の痛みは歩行時に足裏の底に痛みや違和感を感じますか				0 未満
4. 歩行時、小まめに休憩が必要かどうか、または歩行中に足が疲れることがありますか				0 未満
5. 歩行時に足が痛くなるような痛みや違和感を感じますか				0 未満
6. 一歩踏み出したときに、膝や足首の痛みや違和感を感じますか				0 未満
7. 歩行時に足が痛くなるような痛みや違和感を感じますか				0 未満
8. 歩行時に、つま先に痛みや違和感を感じますか				0 未満
9. 歩行時に足が痛くなるような痛みや違和感を感じますか				0 未満

合計点数 評価値

2~3	1
4~5	2
6~7	3
8~9	4
10	5

⑥ レーダーチャート
評価結果を転記し、併せて記入す
〔Iの身体機能計測結果を黒字、IIの質問票 (身体的特性) は赤字で記入〕



転倒・腰痛防止視聴覚教材
～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～(動画)

他



健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

② 高年齢労働者の安全と健康確保対策-6

NEW

「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

	① 高年齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> 労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること 高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している 対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いている 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者を常時1名以上雇用している（年齢制限なし） 	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 1年以上事業を実施している事業場において、高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器の購入・工事の施工等） 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補助率	補助率：1/2	補助率：3/4	
補助上限額	上限額：100万円 (消費税を除く)		上限額：30万円 (消費税を除く)

※注意事項※

- ・複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・この補助金は「事業場規模」「高年齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

② 高年齢労働者の安全と健康確保対策- 7

① 高年齢労働者の労働災害防止対策コース

【対象：60歳以上の労働者】

- 60歳以上の高年齢労働者が安全に働けるよう、身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策を補助対象とします。

●具体的には、次のような労働災害防止対策が対象となります●

(ア) 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)(※1)
- ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策（水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入）
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装備の導入
- ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
- ◆ 階段への手すりの設置（※1）
- ◆ 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から2 m未満の物）

(※1)法令違反状態の解消を図るものではないこと

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう 🔍 検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)

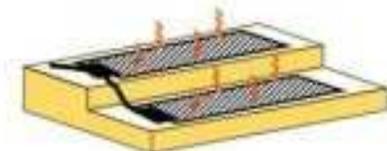
転倒防止対策
リーフレット



水場における防滑性能の高い床材等の導入



従業員通路への凍結防止装置の導入



② 高年齢労働者の安全と健康確保対策- 8

② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース 【対象：全ての労働者】

- 労働者の身体機能低下による「転倒」や「腰痛」の行動災害を防止するため、身体機能維持改善のための専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する費用を補助対象とします。

・専門家とは・・・医師、理学療法士、健康運動指導士、労働安全・衛生コンサルタント、アスレティックトレーナー等

**「転倒防止」・「腰痛予防」のための
身体機能のチェック及び運動指導等の実施が対象となります**

- ★ 転倒防止、腰痛予防の運動指導等に限り（オンライン開催等も含む）
- ★ 物品の購入はできません
- ★ 転倒防止、腰痛予防以外の運動指導は、当コースでは補助対象外です
(メタボリックシンドローム対策等の運動指導はコラボヘルスコースの活用をご検討ください)



交付申請書類受付期間

令和6年5月7日～令和6年10月31日（当日消印有効）

（最新情報は右のQRから確認してください。）



QR



② 高年齢労働者の安全と健康確保対策-9

好事例を参考にしましょう

取り組み事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください。

■ 厚生労働省ホームページ

(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

先進企業



製造業



■ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.go.jp/elderly/data/statistics.html>



🌸 考慮事項 🌸

- ・ 職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・ 必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します

※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

- ・ 社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

③トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。

- 1

1 昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます

R5.10.1
施行

● 保護帽について (安衛則第 151 条の 74 関係)

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの (平ボディ車、ウイング車等)。
- ② 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの (テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません)。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記以外)	○	高さ 2m 以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

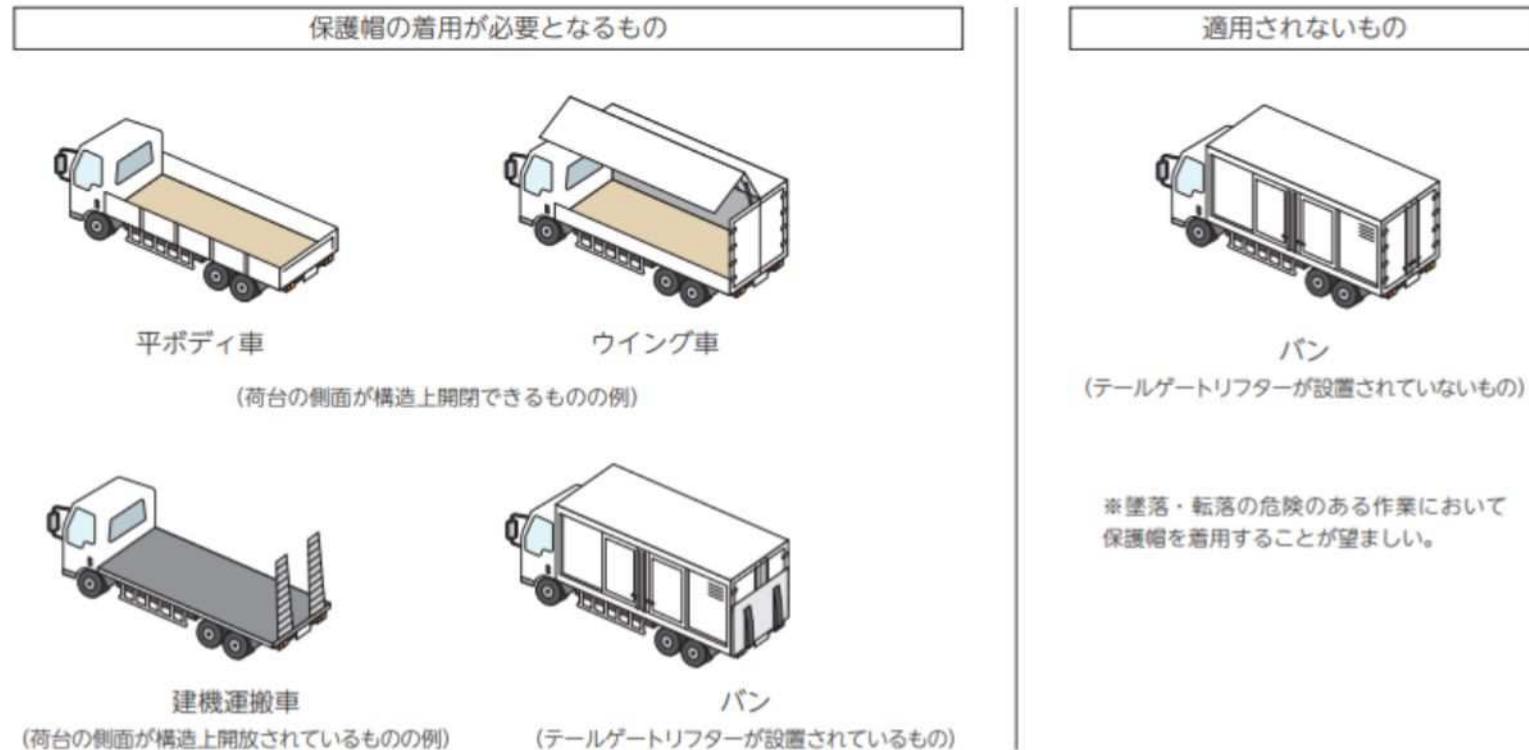
③トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。

- 2

1 昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます

R5.10.1
施行

新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類 (最大積載量 2 トン以上 5 トン未満のもの)



※最大積載量 5 トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。

③トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。

- 3

1 昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます

R5.10.1
施行

● 昇降設備について (安衛則第 151 条の 67 関係)

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、2 トン以上 5 トン未満のものが追加されます。

「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ 1.5m を超える箇所で行うときは、安衛則第 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

③トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。

- 4

1 昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます

R5.10.1
施行

昇降設備の留意事項について



〈墜落のリスクが高い〉

〈望ましい〉

貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。



貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。



可搬式の踏み台等の例

③トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。

- 5

2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1
施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作[※]の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャストストッパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法 	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止 	2 時間
	関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法令中の関係条項 	0.5 時間
実技教育		<ul style="list-style-type: none"> ・テールゲートリフターの操作の方法 	2 時間

③トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。

- 6

2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1
施行

テールゲートリフターの種類



アーム式



垂直式



後部格納式



床下格納式

メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

④足場からの墜落防止措置が強化されます - 1

1

一側足場の使用範囲が明確化されます

安衛則第561条の2（新設）

R6.4.1
施行

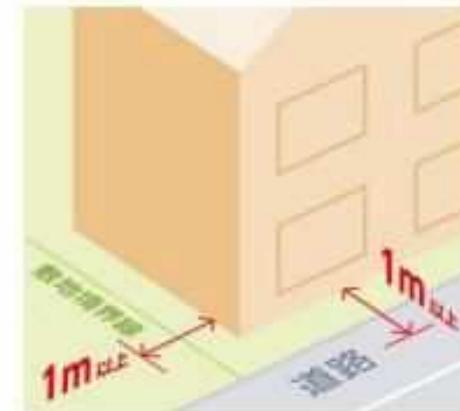
令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所※において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。



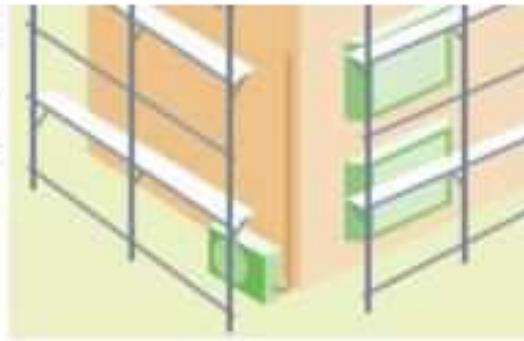
④足場からの墜落防止措置が強化されます - 2

1 一側足場の使用範囲が明確化されます 安衛則第561条の2（新設）

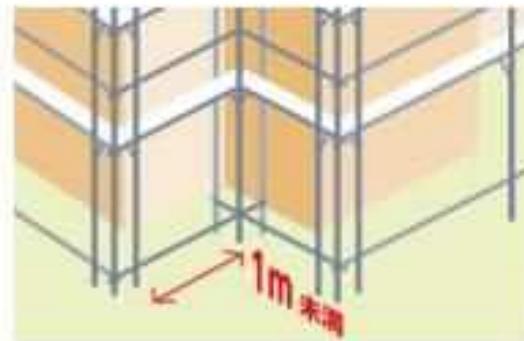
**R6.4.1
施行**

●「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

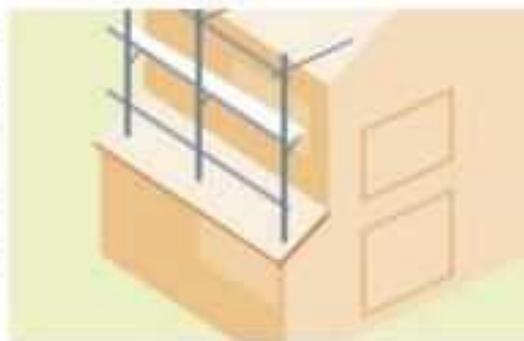
- 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



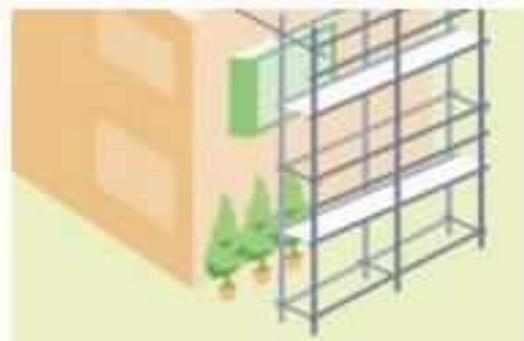
- 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔※が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



④足場からの墜落防止措置が強化されます - 3



事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

「足場の点検表（例）」

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11201000-Roudoukijunkyoku-Soumuka/0000019935.pdf>

